

岩手県告示第803号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸白浜（鶴住居）漁港海岸箱崎地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成26年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也